

医療法人博報会 岡崎東病院
岡崎東病院訪問リハビリテーション利用契約書

甲（利用者）と乙（事業所）は下記のとおり訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス（以下、サービスと言う。）契約を締結する。

（サービス契約の目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう又甲の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを目的にこのサービスを提供します。
- 2 乙は、サービス提供にあたっては甲の要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。
 - 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは乙に対し、別紙に定めるサービス内容説明書の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

（契約期間）

第2条 本契約は、第8条に定める契約終了の事由がない限り継続するものとする。

（サービス内容の変更）

- 第3条 乙が提供するサービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、利用料については別紙サービス内容説明書の通りです。
- 2 甲は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。
 - 3 乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定するサービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

（甲の解約権）

第4条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし予告期間満了日に契約は解除されます。

（甲の解除権）

- 第5条 甲は、以下の場合には直ちにこの契約を解除できます。
- 乙が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらずこれを提供しようとしなない場合。
- 乙が、本契約第10条に定める守秘義務に違反した場合。
- 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

（乙の解除権）

- 第6条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解除します。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲の保険者等に連絡を取り必要な措置を講じます。

（利用料の滞納）

- 第7条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には乙は甲に対し1ヶ月以上の期間を定め、期間内に滞納額の全額の支払いがないときには、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 乙は、前項の催告をした場合には甲担当の介護支援専門員、甲の保険者等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように必要な措置を講じます。
 - 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

（契約の終了）

第8条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

甲が死亡したとき。第4条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ予告期間が満了したとき。第5条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。第6条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。甲が介護保険施設、介護予防施設へ入所又は医療機関へ入院した場合。甲の要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）区分が自立とされた場合。

（損害賠償）

第9条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は賠償額を減額することができます。

（秘密保持）

第10条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、甲又は甲の家族の個人情報を用いる場合は、甲又は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

（苦情処理）

第11条 甲又は甲の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

なお当事業所の苦情申立窓口は下記の通りです。

名称 医療法人博報会 岡崎東病院 訪問リハビリテーション 所長 栗山 直志

電話 0564(22)6616 FAX 0564(22)3570

（契約外条項）

第12条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本書を2通作成し、甲並びに乙が一通ずつ保管することとする。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

署名代行者（私は、甲に筆記能力が欠けるため、甲の意思を確認したうえで署名を代行しました。）

住所

氏名

乙 岡崎市洞町字向山16番地2

医療法人博報会

岡崎東病院

院長 鈴木 正博